

入札公告

高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理業務について一般競争入札を行いますので、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第7条の規定により公告します。

令和8年5月7日

高知県知事 濱田 省司

1 競争入札に付す事項

- (1) 件名 高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理業務
- (2) 業務内容 仕様書による

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 最低制限価格

なし

5 入札者の資格及び資格審査の方法等

(1) 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、5の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 高知県又は高知市から有機汚泥に係る産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可を受け、かつ、雑排水槽の清掃ができる者であること。

ウ 高知市内に本社、支社、営業所などの活動拠点を持っている者であること。

エ 令和2年4月1日以降に、国又は地方公共団体との間において雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理業務の契約又は当該契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、この契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

オ この入札公告の日の2年前の日の翌日から開札日までの間に、高知県との契約において契約不履行等を理由に契約を解除された者でないこと。

カ この入札公告の日から当該業務の入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）等に基づき高知県から指名停止等の措置

を受けていない者であること。

キ 高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程（平成23年3月高知県訓令第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

ク 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（2）資格審査の方法

高知県又は高知市から交付された産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分量の許可証の写し、高知市内に活動拠点があることを証する書類、国又は地方公共団体と締結した契約書等契約関係を証する書面の写しの提出を受け、その確認を行うこと等により、入札参加資格を審査する。

（3）入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、5の（1）のイ、ウ及びエに示した入札参加資格を満たすことを証明する前号の書類を添付の上、この公告の日から令和8年5月18日（月）午後5時までに、6の場所に、一般競争入札（高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理業務）参加資格審査申請書を提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

6 本件業務の仕様及び契約条項を示す場所

高知市丸ノ内1丁目2-20

高知県総務部管財課

7 入札執行の日時及び場所

（1）日時 令和8年6月2日（火）午後1時30分から

（2）場所 高知市本町4丁目1番32号 こうち勤労センター7階会議室

（注）入札開始時刻に遅れた者は、入札に参加できない。

また、入札当日は県庁の各駐車場の利用はできないので注意すること。

8 入札保証金

（1）入札前に、入札参加者は、その者が見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納めなければならない。

（2）以下のア、イ又はウのいずれかに該当する場合、入札保証金を免除する。

ア 入札者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を結んだ場合

イ 国若しくは地方公共団体との間において過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回にわたって締結し、これら契約を誠実に履行した実績がある場合

ウ 業務上の事故に備えて、産業廃棄物処理業者が既に参加している損害賠償保険等の中に、入札保証保険契約が含まれる場合は、県を被保険者としなくても、実質的に入札保証金を担保するものである場合

※ ア、イ、ウいずれの場合も、それらを証明する書類等が必要であるため、一般競争入札（高知県庁雑排水槽、グリストラップ等清掃及び産業廃棄物処理業務）参加資格審査

申請書の提出前に、高知県総務部管財課（電話番号：088-823-9322）まで連絡し、添付する証明書類について確認すること。

9 落札者の決定等

予定価格の範囲内で入札した者のうち最低価格の者を落札者に決定する。ただし、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、同価格の者が2以上あるときは、抽選により決定する。

開札した場合において、落札とすべき入札がない場合は、直ちに再度入札（2回を限度とする。）に付し、それでもなお落札とすべき入札がない場合は最低価格の者から順に随意契約の折衝を行うことがある。

10 契約保証金

高知県契約規則第39条及び第40条の規定による。

11 入札に関し留意すべき事項

- (1) 入札書の記載事項について訂正し、又は字句を挿入したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。
- (2) いったん投かんした入札書については、取り替え、訂正し、又は取り消すことはできない。
- (3) 入札書の郵送は認めない。
- (4) 代理人の入札にあたっては、委任状の提出が必要である。

12 契約書の作成の要否

契約書の作成を要する。

13 その他

- (1) 入札参加者は、別に定める一般競争入札要領を承知すること。
- (2) 提出された申請書及び添付書類等は、提出期限以降の差し替え・訂正等は認めないこととし、入札終了後も返却しない。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合には、当該申請書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (4) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。